

「住基カード」をご存知ですか？



住民基本台帳カード（住基カード）とは、住民基本台帳ネットワークシステムのサービスのひとつで、住民票の記載内容が記録された高度なセキュリティ機能のICカードです。また、住民票の写しを全国の市町村で取ることができ、転出や転入の手続きの特例サービスなど、便利な機能を持ったカードです。

有効期限は10年間で、伊賀市にお住まいの方なら誰でも取ることができますが、市外へ転出されると失効します。

カードは写真なしと、写真付きの2つのタイプがあって、写真付きのカードは運転免許証などと同様に公的な身分証明書として利用することができます。

申請は、本人または代理人ができますが、交付の際には本人確認をした上で暗証番号を入力していただき、ご本人にお渡します。住基カードの発行手数料は500円です。

写真付き住基カードはこんなときに便利！
(公的な証明書としての活用例)

- 戸籍の届出
- 郵便貯金・銀行口座の新規開設
- パスポートの発行
- 携帯電話・クレジットカードなどの契約
- 書留郵便などの受け取り
- 簡易生命保険の加入・保険金の受け取り
- 行政機関の個人情報開示請求

公的個人認証サービス

公的個人認証サービスは、インターネットを利用した電子申請を行う場合に電子証明書を発行することで他人に悪用されずに安全に行うことができるサービスです。希望される方は、住基カードをお持ちの上、電子証明書を申請してください。住基カードをお持ちでない方はカードを取得の上、申請してください。

電子証明書発行は平成16年1月から開始していますが、有効期間は3年間です。既に受けられている方については、失効日を確認していただき、必要な方は更新手続きをしてください。

なお、電子証明書は新規、更新いずれも交付の際に本人確認をさせていただきます。写真付きの住基カードをお持ちの方はカードのみお持ちください。写真なしの住基カードをお持ちの方は写真付きの公的身分証明書（運転免許証など）を提示していただきます。電子証明書の発行手数料は500円です。

【交付申請・問い合わせ】 本庁住民課（☎22-9645）、各支所生活環境課

◆窓口延長のお知らせ◆

市民の皆さんの利用しやすい窓口を目指して業務を時間延長しますのでご利用ください。

3月1日（木）から税関係の証明・収納窓口業務の延長（試行）が始まります

取扱場所：本庁税務課窓口（市役所南庁舎中2階）
試行実施期間：3月1日から8月31日まで
毎週木曜日 午後7時30分まで
祝日を除く

取り扱う業務

- ♣ 所得証明書・課税証明書・営業証明書の交付
- ♣ 125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車などの標識交付および名義変更、車体変更、廃車の手続き
- ♣ 市税の収納および納付相談

※ただし、証明書によっては当日発行できない場合があります。

【問い合わせ】 本庁税務課庶務係 ☎22-9615
収納係 ☎22-9612

木曜日は証明交付窓口業務を延長しています！

取扱場所：本庁住民課窓口（市役所南庁舎1階）
取扱日時：毎週木曜日 午後7時30分まで
祝日と年末年始（12/29～1/3）を除く

交付できるもの

- ♥ 住民票の写し
- ♥ 住民票記載事項証明書
- ♥ 戸籍謄本（全部事項証明書）
- ♥ 戸籍抄本（個人事項証明書）
- ♥ 除籍・改製原戸籍謄抄本
- ♥ 身分証明書
- ♥ 印鑑登録証明書
- ♥ 外国人登録原票の写し
- ♥ 外国人登録原票記載事項証明書



※戸籍の附票、印鑑登録、住所異動、広域交付の住民票、住民基本台帳カードの交付、外国人登録の各種申請などは通常の業務時間内に手続きしてください。

※時間外に戸籍の届出をする場合は、従来どおり本庁および各支所守衛室（宿直室）で取り扱います。

【問い合わせ】 本庁住民課 ☎22-9645